

## 別添 56 前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準

### 1. 適用範囲

本技術基準は、自動車に備える前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置に適用する（保安基準第32条第13項関係）。

なお、本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則第45号と調和したものである。

### 2. 定義

2.1. 「前照灯洗浄器」とは、保安基準第 32 条第 9 項の前照灯洗浄器をいい、前照灯のレンズ面の全部又は一部を洗浄するために自動車に備える装置をいう。

2.2. 「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置」とは、保安基準第 32 条第 10 項の自動車に取り付けられた前照灯洗浄器をいい、前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器の取付けに係る装置をいう。

2.3. 「洗浄液容器」とは前照灯洗浄器で用いる洗浄液を貯えるための部分をいう。

### 3. 一般要件

3.1. 自動車に取り付ける前照灯洗浄器は、別添 55 の前照灯洗浄器の技術基準に適合するものでなければならない。

3.2. 前照灯洗浄器は、次の要件に適合するように取り付けられなければならない。

3.2.1. 主要なすれ違いビームを発する全てのすれ違い用前照灯を確実に洗浄するものであること。ただし、3つ以上の走行用前照灯がある場合には、これらの前照灯の内、少なくとも2つの走行用前照灯を洗浄するものであればよい。

3.2.2. 洗浄液容器を備える自動車にあっては、洗浄液容器は、ウインドスクリーンウォッシャとリヤウインドウォッシャの洗浄液容器と兼用式であってもよい。洗浄液容器は、次に掲げる要件に適合するものであること。

3.2.2.1. 洗浄液容器は、容量等級 50 の前照灯洗浄器について、少なくとも 50 回の洗浄に、容量等級 25 の前照灯洗浄器について、少なくとも 25 回の洗浄に十分な容量を有するものであること。洗浄液容器が、ウインドスクリーン・ウォッシャ又はリヤウインド・ウォッシャの洗浄液容器と兼用のものである場合にあっては、洗浄液容器の容量は、さらに1リットル増加させること。

3.2.2.2. 洗浄液容器は、液量を容易に確認可能な構造であること。洗浄液の補給口は、容易に手が届く位置にあること。

3.2.3. 前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の部品は、前照灯の調整及び電球の交換を妨げない構造であつて、かつ、簡単な工具で取り外せるものであること。

前照灯洗浄器は、作動中を除き、他の灯火装置及び指示装置の機能を損なうものではないこと。

前照灯洗浄器は、正常に機能している場合において、系統的に他の灯火装置及び指示装置の照明部に汚れも堆積させない構造であること。

3.2.4. 前照灯洗浄器の操作装置は、運転席から操作可能であること。ただし、前照灯洗浄器の操作装置は、ウインドスクリーン・ウォッシャ、窓拭き器その他の洗浄装置の操作装置と兼用のものであつてもよい。